

新規で許可を取得するまでの流れについて

許可が出るまでのおおよその流れは以下の通りです。

申請から許可が下りるまでには、時間を要することがあるため、早めの申請をお願いします。

事前相談	<ul style="list-style-type: none">・新築や改装工事前に、施設図面や取扱う食品の製造方法等の相談してください。・施設基準を満たさない場合、施設調査後、再工事が必要となることがあります。
申請 手続き	<ul style="list-style-type: none">・申請に必要な書類を用意し、保健所に提出してください。・営業開始予定日の10日程度前までに提出してください。
施設調査	<ul style="list-style-type: none">・施設基準への適合状況、提出書類との相異の有無等の確認をします。・施設調査の結果によっては、許可が下りないこともあります。
許可証 交付	<ul style="list-style-type: none">・提出書類、施設調査に問題がなければ、許可証が交付されます。・交付された許可証は、必ず営業施設に掲示してください。

必要な施設基準等については、北海道の食品衛生法施行条例、又は、食品の製造販売行商等衛生条例をご確認ください。もしくは、稚内保健所生活衛生課食品保健係までご相談ください。

(北海道 HP / 北海道例規類集 : <http://www5.e-reikinet.jp/cgi-bin/hokkaido/>)

稚内保健所生活衛生課食品保健係
TEL : 0162-33-2545